ちまチャリで巡るスイーツスポットマップ制作業務
仕様書（案）

この仕様書は、長野県上田地域振興局（以下「委託者」という。）が発注するちまチャリで巡るスイーツスポットマップ制作業務について、その仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

１　業務名

ちまチャリで巡るスイーツスポットマップ制作業務

２　業務の目的

若者が自転車を活用して気軽に街なかを巡れるよう、イラストを用いたスイーツスポットマップを制作する。店舗の魅力と移動のしやすさを分かりやすく伝え、地域の店舗への来訪、周遊及び消費の促進を図る。

３　委託契約期間

契約締結の日から令和９年２月 26 日（金）まで

４　業務内容

受託者は、下記（１）から（４）について、効果的な実施方法を提案し、委託者と協議の上、実施すること。

（１）規格

ア　サイズ：A3 両面 DM 折り
イ　紙質　：マットコート紙　110 kg
ウ　枚数　：3,000 枚
エ　色指定：４色フルカラー

（２）マップデザイン及びオリジナルイラストの制作

ア　マップには表紙を作成し、マップタイトル「ちまチャリで巡るスイーツスポットマップ」を記載すること。
イ　スイーツ、街並み及び自転車で巡る様子等のオリジナルイラストを制作し、マップに配置すること。
ウ　上田地域らしさと街なか巡りの楽しさが伝わるよう留意するとともに、若者が手に取りたくなる、明るく親しみやすいデザインとすること。
エ　写真を併用する場合は、紙面全体との調和を図ること。

（３）掲載店舗情報の整理及び編集

ア　掲載店舗は、上田市街地に所在する 17 店舗程度とし、委託者が指定する。
イ　次の情報を整理し掲載する。なお、①～⑧の情報は委託者から提供、⑨は受託者が作成すること。
　① 店名
　② 店舗写真
　③ 店舗紹介文（80 字程度）
　④ おすすめスイーツ（写真及び商品名）
　⑤ 所在地
　⑥ 営業時間
　⑦ 定休日
　⑧ 電話番号
　⑨ 公式 SNS 等にリンクする二次元コード
ウ　掲載店舗への取材、撮影は本業務に含まない。
エ　店舗掲載情報に不足や不明点等がある場合は、委託者に確認すること。

（４）地図制作

ア　地図は、上田市・千曲市広域シェアサイクル（以下、上田市シェアサイクル）が公表するマップを基図として制作すること。

イ　使用するマップは制作着手時に委託者に確認すること。

ウ　上田市街地の掲載店舗及び地図掲載範囲内のシェアサイクルポートの位置を地図上に表示すること。また、掲載店舗とシェアサイクルポートは異なる記号で示し、凡例を設けること。

エ　掲載店舗には番号を付し、店舗番号を店舗紹介欄と対応させること。

オ　利用方法や最新のポート情報を確認できる公式案内への二次元コードを掲載すること。

カ　上田市シェアサイクルパンフレットに記載の「安全のために」の内容を記載すること。

５　成果品及び納品先

（１）業務において作成したマップ　3,000 枚

上田地域振興局商工観光課（上田市材木町 1-2-6）に納品

（２）印刷原稿の PDF ファイル及び JPEG ファイル

別途指定するメールアドレス宛に納品

６　完了検査

（１）受託者は本業務完了後、本業務の責任者の立ち合いのもと、完了検査を受けるものとする。

（２）成果品について、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

（３）完了検査終了後、成果品に受託者の誤りによる欠陥・欠点が発見された場合には、委託者の指示に従い、受託者の責任で補正を行わなければならない。

７　業務の適正な実施に関する事項

（１）業務の再委託

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者との協議により業務の一部を委託することができるものとする。

（２）秘密の保持

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。また、受託業務終了後も同様とする。

（３）個人情報の保護

ア　受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

イ　受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。

（４）知的財産権等の取扱い

ア　制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

イ　本事業における成果物の所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属する。委託者は、当事業で作成したマップを活用する目的においてのみ、事前の連絡なく加工及び２次利用できるものとする。ただし、受託者が従前から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。

（５）危険負担

引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受託者の負担とする。

８　その他

（１）受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得なければならない。

（２）受託者は、本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない。

（３）委託料または履行期限を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。

（４）受託者は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議しなければならない。